

松消総 第 48 号
令和 5 年 5 月 12 日

副 団 長
方面(副)団長 各 位
分 団 長

松江市消防団長 松浦 嘉昭

新型コロナウイルス感染症に係る消防団の感染対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に正式に移行されたことに伴い、今後の消防団活動における感染対策については、下記のとおりとする。

なお、本通知の運用に伴い、過去の新型コロナウイルス感染症に関する通知等は廃止する。

記

- 1 マスクの着用について
マスクの着用は個人の判断に委ねる。ただし、消防団として市民と接する際、または感染症対策が必要と判断される場合はマスクを着用すること。
- 2 換気等について
 - (1) 消防機庫や消防車両の換気は引き続き行うこと。
 - (2) 手洗いや咳エチケット等、基本的感染対策を継続すること。
- 3 消防団活動について
 - (1) 各種の活動は、感染防止に配慮し実施すること。
 - (2) 発熱等の症状がある者、または同居家族に新型コロナウイルス感染症陽性者がいる者は消防団活動に参加しないこと。